

# たるみず

## 農業委員会だより

No.48



垂水市の特産物であるいんげん畑（中俣地区）

- |                                      |      |
|--------------------------------------|------|
| ○会長あいさつ                              | 1頁   |
| ○農業委員会の取り組み                          | 1頁   |
| ○農地の売買、貸し借り、転用等には農業委員会の許可が必要です       | 2頁   |
| ○農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について           | 2頁   |
| ○農業委員と農地利用最適化推進委員の紹介                 | 3~4頁 |
| ○鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検アンケートにご協力ください | 4頁   |
| ○農業者年金で安心して豊かな老後を                    | 5頁   |
| ○農業新聞を購読してみませんか？                     | 5頁   |

### 【発行元・お問合せ先】

垂水市農業委員会事務局

鹿児島県垂水市上町114番地（垂水市役所 2階）

T E L : 0994-32-1111（内線232）

F A X : 0994-32-6625



## 会長あいさつ



垂水市農業委員会  
会長 葛迫 巧

日頃より、農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市農業委員会は、今年の6月に新しい体制となり、農業委員10名、農地利用最適化推進委員10名の計20名で活動をスタートしました。

さて、農業を取り巻く情勢は、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や荒廃農地の拡大がさらに加速化することが懸念されております。農業委員会では、農地を守るとともに、担い手への農地の集積・集約化や新規参入の促進など、「農地利用の最適化」のため農業委員、推進委員が一丸となって取り組む所存でございます。

また、それぞれの地域の問題解決に向けて取り組み、より良い環境を作っていくように努力してまいります。

今後も皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 農業委員会の取り組み

### 農業委員会とは？

農業委員会は、市町村に設置が義務付けられており、市町村から一定の独立性をもった行政委員会のひとつです。議会の同意を得て首長が任命する「農業委員」と、農業委員会が委嘱する「農地利用最適化推進委員」から構成されます。その業務は、大きくは二つあり、一つは、農地の売買や貸し借り、農地転用の申請といった農地法や農業経営基盤強化促進法等の法令に関する審議・議決を行うことです。もう一つは、農業経営の規模拡大や担い手への農地の集積・集約化、新規就農の促進や耕作放棄地の発生防止・解消を中心とした「農地の利用の最適化の推進」を進めることです。

### 農業委員会定例総会



毎月1回、農地法に基づく「農地売買等の許可申請」や「農地転用許可申請」などについて、担当農業委員が現地確認を行い、許可の可否を決定します。

### 耕作放棄地解消事業

<解消前>



<解消後>



地域の耕作放棄地解消のモデルとして、耕作可能な農地への再生作業を行い、農作物を栽培します。収穫は地域の保育園児等を招待し、農業体験を行っています。

### 農地の利用状況調査、利用意向調査

毎年8月頃に、管内の全ての農地の利用状況を調査します。農地を目視で確認し、遊休化している可能性のある農地については、所有者等に利用意向調査を行います。

### 利用権の設定等の促進

農地を借りたい等の申出や農地の所有者から農地を貸したい等のあっせんの申出があった場合、仲介役としてマッチングのお手伝いをしています。

### 農地「貸したい」「借りたい」総点検アンケート

農地の所有者や耕作者を戸別訪問し、農地の利用意向確認を行っています。関係者に情報提供し、「貸したい人」「借りたい人」のマッチングにつなげています。

### 農業者年金への加入促進

農地に関する相談や和解の仲介  
農業に関する補助金等の情報提供 など



## 農地の売買、貸し借り、転用等には農業委員会の許可が必要です

農地の所有権移転や農地転用の計画がある場合は、農業委員会事務局にご相談ください。

### 農地の所有権移転【農地法第3条許可申請】

農地の売り買いや貸し借りをしたい場合は、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があり、許可を受けるためには、下限面積を満たすなど一定の要件を満たす必要があります。

下限面積とは、農地を取得する場合や借りる場合に、権利を取得する者が最低限必要な耕作面積のことをいいます。垂水市は、下限面積を2,000㎡と設定しています。

#### 許可が必要なもの

- 農地の貸し借りの契約
- 農地の売り買いの契約
- 競売
- 公売
- 相続人以外への特定遺贈

### 農地の転用【農地法第4条許可申請】【農地法第5条許可申請】

農地を住宅や工場等の建物敷地、駐車場、山林等、農地以外の用地に転換することを『農地転用』といいます。また、一時的に資材置場や砂利採取場に利用する場合も、転用（『一時転用』といいます）になります。

農地の所有者が自ら農地を転用する場合（農地法第4条）や、農地を買ったり借りたりして転用する場合（農地法第5条）には、農業委員会の許可を受ける必要があります。

#### 【注意】無断転用等には罰則があります！！

許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に付した条件に違反した場合（事業計画どおりに転用していない場合など）には、農地法違反となり、工事の中止、原状回復等の命令や罰則の適用があります。

## 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

農地の貸借では、農地法第3条許可による手続きも可能ですが、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行うことができ、主にこちらの手続きによる貸借が行われています。

#### 農地所有者（貸人）のメリット

- 利用権を設定し貸した農地は、期間終了後、離作料を支払うことなく農地所有者に戻ってきます。
- 期間終了後、利用権設定の更新（再申請）を行うことで、継続して農地を貸すことができます。
- 利用権を設定すれば、農地法の許可が不要です。

#### 耕作者（借人）のメリット

- 経営規模を拡大することができます。
- 利用権を設定した期間は、安心して耕作することができます。設定期間に農地所有者が変更した場合も利用権は失われないため、期間終了まで耕作することができます。
- 期間終了後に利用権設定の更新（再申請）を行うことで、継続して農地を借りることができます。
- 利用権を設定すれば、農地法の許可が不要です。

# 農業委員と農地利用最適化推進委員の紹介

## 農業委員

任期 令和3年6月1日  
から 令和6年5月31日

お困りのことがありましたら、  
地区の農業委員、推進  
委員にご相談ください。



担当地区：牛根

**村山 繁稔**

■ 主な農作物

いんげん、スナップえんどう、  
びわ など



担当地区：協和①

**瀬ノ 美**

■ 主な農作物

いんげん、にがうり、きゅうり、  
オクラ、きぬさやなど



担当地区：協和②

**下瀬 秀**

■ 主な農作物

米、いんげん、びわ、  
きぬさや など



担当地区：柘原

**池田 穰二**

■ 主な農耕作物

いんげん、実えんどう、  
たまねぎ など



担当地区：新城

**重吉 伸哉**

■ 主な農作物

電照菊 など



担当地区：中央①

**森 千秋**

■ 主な農作物

たまねぎ、にんじん、  
さつまいも など



担当地区：中央②

**塚田 光春**

**中立委員**

■ 主な農作物

家庭菜園でじゃがいも など



担当地区：中央③

**永 浩幸**

**会長代理**

■ 主な農作物

米、いんげん、きぬさや など



担当地区：中央④

**葛迫 巧**

**会長**

■ 主な農作物

いんげん など



担当地区：水之上

**中条 裕二**

■ 主な農作物

米、いんげん、きぬさや、  
スナップえんどう など

### 中立委員とは？

農業者以外の方で、中  
立な立場で公正な判断  
をすることができる委員を、  
1人以上設置すること  
が義務付けられています。

牛根	牛根麓/大中野/小中野/上ノ村/中浜/上ノ原/岳野/二川/深港/浮津/高野/川下/下芦戸/上芦戸/田村/中村/上園/中園/大園/松尾	中央①	野久妻/上市木/中市木/下市木/三区/下市木二区/下市木一区/下元垂水1/下元垂水2/中元垂水1/中元垂水2/上元垂水1/上元垂水2/城山団地
協和①	温泉場/飛岡/西和田/東和田/崎山/恵比須/大浜/源園/岡/迫田/脇登/小浜	中央②	上松原/下松原/旭町/下宮町/県営下宮/本町/栄町/下町/上町/下福町/上後馬場/下後馬場/平之町/錦江町/県営住宅/錦江町定住
協和②	脇田一/脇田二/瀬角一/瀬角二/浜一/浜二/上ノ中/下園/松元	中央③	田上/蛸迫/上原田/下原田/敷根町/上犬之馬場/上馬場/上中馬場/下中馬場/早馬
柘原	柘原下/下市之園/上市之園/下中村/上中村/比良/西比良/江良迫/下比良/上比良/並松/下東/上東/西中/西二/西一/新生/錦町	中央④	尾迫/葛迫/下俣江/上俣江/芝原/黒瀬/港/潮彩町
新城	麓上/麓下/感王寺/大浜下/大浜中/大浜上/田中川内/小谷/浦川内上/浦川内下/大都/諏訪上/諏訪下/宮脇上/宮脇下	水之上	内ノ野/新光寺/井川/上ノ宮/上新御堂/下新御堂/段/上馬込/下馬込/今川原/本高城/田畑/上水之上/下水之上/牧/上本城/下本城/水之上定住/水之上団地/大野原/垂桜



# 農地利用 最適化推進 委員

任期 令和3年7月1日  
から 令和6年5月31日



担当地区：牛根

空田 義文

■ 主な農作物  
いんげん、シカクマメ、  
びわ など



担当地区：協和①

廣澤 辰二

■ 主な農作物  
びわ、いんげん など



担当地区：協和②

下園 健二

■ 主な農作物  
いんげん、スナップえんどう、  
サンスベリア など



担当地区：柘原

柳田 大輝

■ 主な家畜  
牛（約250頭） など



担当地区：新城

岩切 貞男

■ 主な農作物  
米、いんげん など



担当地区：中央①

田中 大輔

■ 主な農作物  
いんげん、にがうり、かぼちゃ、  
スナップえんどう など



担当地区：中央②

坪内 崇

■ 主な農作物  
いんげん、スナップえんどう、  
かぼちゃ など



担当地区：中央③

井之上 裕征

■ 主な農作物  
米、スナップえんどう、  
きぬさや など



担当地区：中央④

宮迫 隆憲

■ 主な農作物  
いんげん、スナップえんどう、  
かぼちゃ、たまねぎ など



担当地区：水之上

石川 翼

■ 主な農作物  
いんげん、スナップえんどう、  
オクラ など

## 農地利用最適化とは？

今ある農地を、将来も農地として活用するために、「担い手への農地の集積・集約」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」に取り組むことです。

## 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検アンケートにご協力ください

鹿児島県では、「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検活動」として、農業委員と農地利用最適化推進委員が管内の全農家を計画的・断続的に戸別訪問し、農地利用の意向を確認する取り組みを行っています。

垂水市農業委員会においても、平成30年度より『垂水市の農地「貸したい」「借りたい」総点検』を実施しています。

農業委員・農地利用最適化推進委員が皆さまのお宅を訪問し、アンケート調査票により、今後の農地の利用意向について聞かせていただいておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

農地「貸したい」「借りたい」総点検アンケート調査

このアンケートは、地権者兼業者がこれからの「貸したい」「借りたい」といった農地利用の意向を農業委員会が把握して、農地の集積・集約や耕作放棄地の発生防止・解消といった、将来の垂水市の農地・農業業務の基盤資料に役立てようとするものです。  
お返事は、ご多忙中恐縮ではございますが、アンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

1. 担い手状況について  
 (1) 経営主について  
 住 所：  
 担い手：  
 氏 名： ( 兼業 / 専業 ) 農家  
 年 齢： 歳

(2) 農業従事者数について  
 家族： 人  
 雇用： 人 (内訳：常時 人、臨時 人)

(3) 経営面積について

	田	畑	借用地
自作地	□	□	□
借入地	□	□	□

(1アール=100㎡)

(4) 営農形態について (該当欄に○印を記入してください。)  
 ( ) 専営農業 ( ) 兼営農業 ( ) 水稲 ( ) 畜産  
 主な作物 ( )

(5) 農業後継者について  
 ( ) 農業後継者はいる。  
 ( ) 農業後継者はいない。

## 農業者年金で安心して豊かな老後を

加入要件（①～③を満たす方ならだれでも加入できます）

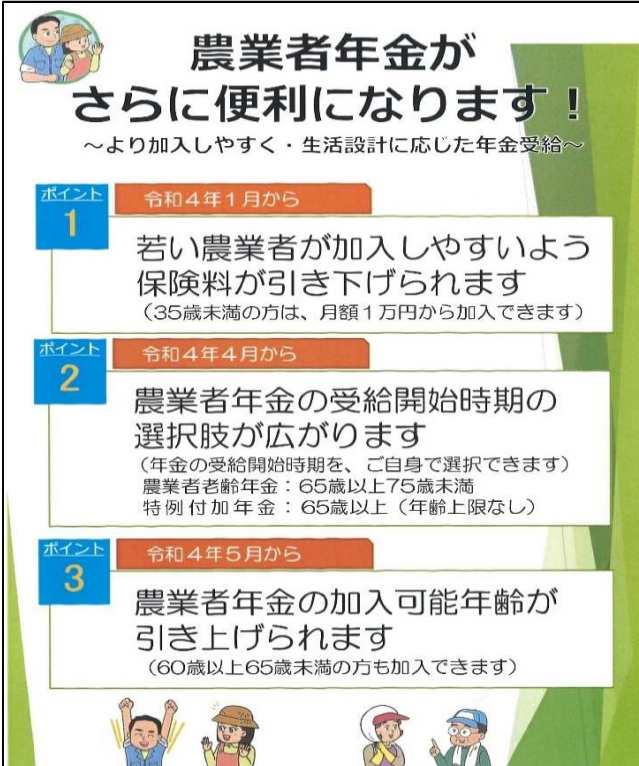
- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 60歳未満（令和4年5月から65歳に引き上げ）

### 6つのポイント

- ① 農業者の方なら広く加入できる
- ② 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い
- ③ 保険料の額は自由に決められる
- ④ 終身年金  
※80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある
- ⑤ 税制面の優遇措置がある
- ⑥ 一定の要件を満たせば保険料の国庫補助がある

### 加入方法

垂水市農業委員会かJAの農業者年金の窓口で申し込みができます。



**農業者年金がさらに便利になります！**  
～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

**ポイント1** 令和4年1月から  
若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます  
(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます)

**ポイント2** 令和4年4月から  
農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります  
(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます)  
農業者老齢年金：65歳以上75歳未満  
特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）

**ポイント3** 令和4年5月から  
農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます  
(60歳以上65歳未満の方も加入できます)

## 農業新聞を購読してみませんか？

全国農業新聞は、全国農業会議所が発行する、週刊の農業総合専門紙です。わかりやすい農政解説や農業経営に関する情報がまとめてあり、くらしや生活に役立つ話題も豊富に掲載されていますのでぜひ購読してみてください。

全国農業新聞を購読するときには、各地区の農業委員又は農業委員会事務局までお問い合わせください。

発行：毎週金曜日（月4回）

購読料：700円/月



## 農業委員会からのお願い

■ 農業委員会総会は、毎月1回、25日ごろに開催しています。各種申請は、その月の10日までに農業委員会事務局まで提出いただきますようお願いいたします。

■ 所有している農地が耕作放棄地にならないように、管理をお願いします。耕作放棄地になることで、虫やイノシシの住処となる場合もあり、苦情が寄せられています。自分で農地の管理ができない場合は、耕作者を探すお手伝いをしますので、農業委員会事務局にご相談ください。

■ 農地法による所有権移転許可後、または、転用の許可を受けた農地について工事完了後は、法務局で登記変更手続きを行っていただきますようお願いいたします。